

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

協会けんぽは皆さまの健康を支えます！

協会けんぽは令和3年度からの3年間、以下の6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、皆様の健康を支えます！

1 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるように、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆様の生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。



【協会目標】

- ・健診受診率を65%以上とします。
- ・保健指導実施率を35%以上とします。

4 ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり(運動や食生活)」に役立つ情報をお伝えるため、健康講座や動画配信等による健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。



【健康講座】

- ・生活習慣病予防編 ・禁煙編
- ・メンタルヘルス編 等

【動画の配信内容について】

- ・運動編 ・食生活編 等

2 重症化予防

健診の結果、血圧や血糖値の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。



【協会目標】

- ・受診のご案内後、3ヵ月以内に医療機関を受診した方の割合を13.1%以上とします。

5 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方(不要不急の時間外受診を控える等)の啓発等に取り組みます。



【協会目標】

- ・協会けんぽ広島支部のジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とします。

3 コラボヘルス

事業所ごとの健康状況が分かるヘルスケア通信簿を被保険者数10名以上の事業所へお渡しし、健康宣言事業を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。また、広島県知事が積極的・継続的な取組を行われた事業所を表彰する制度を設けています。



【協会目標】

- ・健康宣言事業所数を全国で70,000事業所以上とします。

6 効率化によるサービス向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス(傷病手当金、出産手当金等)を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。



【協会目標】

- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請受付から10営業日以内にお支払いします。

協会けんぽ広島支部の保険料率に変更されました

健康保険料率

給与・賞与の**10.01%**
令和3年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**10.04%**
令和3年3月分(4月納付分)から

- ◆ 健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。広島支部の医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが、健康保険料率変更の主な要因です。

介護保険料率

給与・賞与の**1.79%**
令和3年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**1.80%**
令和3年3月分(4月納付分)から

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

令和3年度健康診断のご案内

協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)様を対象とした「①生活習慣病予防健診」及び加入者ご家族(被扶養者)様を対象とした「②特定健康診査」をご用意しております。
おひとり様につき年度内(令和3年4月～令和4年3月)に1回、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、是非ご受診ください。

① 生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人(被保険者)様の健診(35～74歳の方)～

■ 受診までの流れ

1. 健診のご案内

3月下旬から4月上旬にかけて、生活習慣病予防健診対象者一覧とパンフレットを**事業所**へ送付します。

2. ご予約

生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。後日、予約した健診機関から必要書類一式が届きます。

※健診実施機関は、事業所へ届くパンフレットもしくは協会けんぽホームページでご確認ください。

3. 受診

保険証、健診機関から届いた書類一式、健診費用をお持ちください。



② 特定健康診査 ～加入者ご家族(被扶養者)様の健診(40～74歳の方)～

■ 受診までの流れ

1. 健診のご案内

4月上旬から順次、受診券とパンフレットを**ご自宅**へ送付します。

2. 受診

協会けんぽから届くパンフレットや市町の広報紙等を確認し、受診場所を決めてご受診ください。

※事前に予約が必要な場合がございます。



特定保健指導を実施しております

■ 特定保健指導とは??

健診を受けて、メタボリックシンドローム等の生活習慣病のリスクが高いと判定された40歳以上の方を対象に、保健師等専門スタッフが一緒に生活習慣を見直して、疾病の予防や重症化を予防しようという取組です。

特定保健指導の流れ

健診を受診する

特定保健指導の案内が届く

特定保健指導(初回面談)を受ける

特定保健指導(3～6か月間、生活習慣改善のフォロー)を受ける

特定保健指導をICTで受けてみませんか?

協会けんぽ広島支部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、パソコンやタブレット、スマートフォンを使用した特定保健指導を実施しております。

タブレットの無料貸し出しにもご相談に応じます。ご希望の方はお気軽にご連絡ください。



従業員様(40～74歳の方)の定期健康診断結果の提供にご協力ください

協会けんぽでは、労働安全衛生法に基づき、**定期健康診断(事業者健診)**を受けた40歳以上の従業員の皆さまの健診結果データの提供をお願いしています。※協会けんぽの費用補助を使った生活習慣病予防健診を受診されている方の提供は不要です。

【健康診断結果を提供することのメリット】

定期健康診断(事業者健診)受診後の特定保健指導は約30,000円の費用が発生しますが、診断結果を提供いただくことで**無料**で受けることができます。

◎詳細につきましては、協会けんぽホームページをご確認ください。

協会けんぽ広島

検索



協会けんぽ
広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

■お問合せ先■ 協会けんぽ広島支部保健グループ ☎ 082-568-1032(直通)

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

